

知って  
おきたい

# 暮らしとお金のいろは

第31回

Q

今年から市販薬を購入すると減税になると聞きました。どのようなメリットがあるのか教えてください。

(60代女性)

A

今年の1月1日より医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」が始まりました。ドラッグストアなどで控除対象となる「市販薬」を購入した際に、購入費用について所得控除を受けることができます。

「セルフメディケーション税制」は健康の維持増進及び疾病的予防への取り組みとしてスタートした特例です。対象者は「健康の維持増進に努める人」で左記の4つに該当することが必要です。

- ①所得税と住民税を納税している
- ②健康診断や予防接種を受けている
- ③対象医薬品の購入費用が1万円以上
- ④これまでの医療費控除制度を適用しない

対象期間は2017年1月1日から2021年12月31日までの4年間です。ただし、適用を受けるには毎年確定申告が必要になります。対象となる医薬品には「共通識別マーク」が付与されていて、レシートでも確認ができます。(図1)  
1参考)

確定申告では、これまでの医療費控除とセルフメディケーション税制の併用ができないので、どちらか一方の制度を選択しなくてはなりません。どちらの減税効果が大きいか1年分を計算する必要があります。まずは、薬のレシートや病院を受診した際の領収書を整理しながら保管することから始めましょう。

2017年8月現在の税制(税率)に基づき作成しています。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

協力 募集代理店(有)ファミリーライフ クラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフ クラモチ所属。A FP・住宅ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)ファミリーライフ クラモチ 土浦市永国999の1番地 0120-120000

